

「裁判員経験者の意見交換会」議事概要

日 時 平成27年3月9日（月）午後2時から午後4時まで

場 所 松山地方裁判所大会議室（5階）

参加者等

司会者 日 野 浩一郎（松山地方裁判所刑事部部総括判事）

裁判官 小 林 健 留（松山地方裁判所裁判官）

検察官 前 田 直 哉（松山地方検察庁検事）

検察官 金 原 健 大（松山地方検察庁検事）

弁護士 大 熊 伸 定（愛媛弁護士会所属弁護士）

弁護士 藤 原 論（愛媛弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者1番 50代 女 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 男 会社員 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 女 会社員 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 女 （以下「6番」と略記）

（記者クラブ記者 6名）

議 事

意見交換会の趣旨説明

司会者

松山地裁刑事部で部総括裁判官をしております日野と申します。本日は私の方で、進行させていただくこととなります。よろしく願いいたします。御出席者の皆様にはお忙しいところ、お越し頂きましてありがとうございます。

まずは、意見交換会の趣旨を説明させていただきます。平成21年5月に裁判員制度が施行されまして5年10ヶ月になろうとしておりますが、既に松山地裁

でも多数の裁判員裁判が行われ、多くの県民の皆様が、裁判員裁判に参加されました。制度の運用については、実績が積み重ねられているところではございますが、なお、県民の皆様には、参加への不安もあるかと思われまます。そこで、裁判員を経験されました皆様から率直な御意見・御感想をお伺いすることで、今後の運用、特に経験されていない方の不安を解消するのに役立てることができればというのが趣旨の1つでございます。また、裁判所、裁判官を含めまして検察官や弁護人の法曹三者としましても皆様から率直な御意見を聴かせて頂き、今後の訴訟活動に活かしていくと、これも趣旨の1つとしているところです。このような趣旨からお忙しいところだとは存じますが、皆様にお越し頂き、意見交換会を行わせて頂くということになります。

事件から時間が経っている方もいらっしゃると思いますが、率直な御感想等をお聞かせ頂ければと思います。

では、本日出席しております法曹関係者の自己紹介から始めます。

裁判官（小林）

松山地方裁判所で右陪席をしております裁判官の小林でございます。松山地裁では私と同じ立場の裁判官がもう一人いますので、本日お集まり頂きました皆様全員と同じ事件を審理したというわけではないのですが、2番、3番、5番、6番の方と一緒に裁判をさせて頂きました。本日は色々なお話をお聞かせ頂ければと楽しみにしております。どうぞ宜しくお願いします。

検察官（前田）

松山地検の検察官、前田でございます。本日はよろしく申し上げます。

検察官（金原）

松山地検の検察官、金原でございます。本日はよろしく申し上げます。

弁護士（大熊）

弁護士の大熊と申します。よろしく願いいたします。

弁護士（藤原）

弁護士の藤原と申します。よろしくお願いたします。

司会者

本日はテーマとして4つ用意させていただいております。1つ目は「裁判員裁判に参加しての全般的な感想・印象」、2つ目は「審理について」、3つ目は「評議について」、4つ目は「これから裁判員になる方へのメッセージ」です。

テーマ1「裁判員裁判に参加しての全般的な感想・印象」

司会者

それでは、各経験者の方一人ずつ、参加されての全般的な感想を述べて頂こうと思います。まず1番の方ですが、参加していただいたのは、傷害致死事件でした。時間が経っているとは思いますが、御感想はいかがでしょう。

1番

日頃報道されている大きな事件で、刑を聞いていると色々と差があったので、刑はどのような視点で決まっているのだろうという疑問を持っており、多少の興味はありましたが、裁判員裁判に参加したいとまでは思っていませんでした。ただ、低い確率の中で裁判員に選ばれましたので、それであれば行ってみようかと思ひ参加いたしました。

裁判の期間中に、法廷以外で被告人の家族の人と出くわし、すごい形相でいるところを見た後に、法廷で家族の表情を見たことがありました。裁判は、公平に法律に則って考えていかなければならないということで、精神的にはストレスがあったと思います。

実際に裁判員裁判に参加し、裁判所の方から色々な視点から教えてもらったり、聞いたりして、裁判がこのように決まっていくんだということが分かりました。

私は、裁判には冷たいというイメージを持っていたのですが、裏では色々な視点から考えたり、被告人の人格や今までの事情等を踏まえて、多方面から考えて、判決を決めているということが分かったので、最近は事情が分かって裁判を見ることができるようになりました。

ただ、次に裁判員裁判に選ばれた時に参加したいかどうかという点、ストレスが大きかったので、気軽には参加できないかもしれません。

軽く考えてはいませんが、すごく良い勉強になり、広い視野で様々な知識を得られたと思います。

司会者

どうもありがとうございました。ストレスということですが、どのような点が一番のストレスでしたか。

1 番

このような経験はまずすることがなく、また裁判自体にかなり緊張感があり、更に人の人生を決めるという厳粛な大事な事に参加させてもらったということから、非常に緊張がありました。

司会者

大変だったと思います。どうもありがとうございました。では、2 番の方に御意見、御感想をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

2 番

初めて参加させて頂いて、緊張としか言いようがないです。人のことなのですが、ものすごく考えさせられてしまいました。

司会者

参加して普段の生活が変わったことはありますか。

2 番

今まではテレビのニュースは、それほど気に留めなかったのですが、見るようになりました。

司会者

どうもありがとうございました。人のことではあるけれども、非常に真剣に考える場ですので、普段の生活の中では、あまりないような緊張をする場面に立ち会うところがあるのだらうと思います。

では続きまして、3番の方にお伺いしたいと思います。事件は強盗致傷、強制わいせつでしたが、いかがでしたでしょうか。

3番

裁判員裁判に参加してみて大変勉強になったというのが第一印象です。刑事事件は一般人は関わらないものですが、裁判員に選ばれて、手続に参加できたことは貴重な体験です。今後、事件を起こしたらどのようになってしまうのかが分かりました。また、新聞等の報道について注意して見るようになりました。

司会者

どうもありがとうございました。では続いて、4番の方にお尋ねしたいと思います。担当されたのは放火の事件でしたが、いかがだったでしょうか。

4番

私の担当した裁判では、被告人が罪を認めていて、罪の重さだけを決めるというものでした。人の将来を決めるということで、一生懸命人の話を聴き、自分で考えて述べて、かなり充実した時間を過ごせることができました。裁判前は気が重かったのですが、達成感や連帯感を感じることができ、やってみて良かったと思います。

司会者

どうもありがとうございました。では、続いて5番の方にお尋ねいたします。

5番の方は傷害致死と傷害の事件でした。なかなか難しいところもあったかもしれませんが、いかがだったでしょうか。

5番

非常に緊張しましたので、宣誓した内容も覚えていないくらいでした。最初は加害者が憎たらしいと思いましたが、裁判が進んでいくと違う面をあったんだと段々と冷静に見ていけるようになっていきました。裁判中に偏った意見を言ったかもしれませんが、そういう意見もあると聴いて頂けましたし、良い経験ができたと思います。

司会者

決して偏った意見というわけではなく、経験に根ざしたしっかりした意見だっ
たと思います。どうもありがとうございました。では、次に6番の方にお伺いした
しますが、担当された事件は殺人と銃刀法違反で、2日間審理した後、2日空い
て論告・弁論があり、更に2日空いて評議して判決という変則的な日程になった
事件でした。参加されて御感想はいかがでしょう。

6番

ほぼ2週間だったんですが、最初は選任されないであろうと思っていました。
裁判所では、担当する事件について説明がありました。すると地元の事件だった
のですが、全く知らない事件でした。裁判が始まった時には、関係者に町で会っ
たらどうしようかと思いましたが、普通にしたら会うこともありませんでした。

担当した事件では、被告人が何も覚えていないということでしたので、話し合
う時も証拠だけで話し合うという感じでした。最初はどう決めれば良いのかとい
う感じでしたが、裁判官から助言をもらって話し合っていました。

地元ですので、調べようと思えば調べることはできるのですが、あえて何も聞
いたりしていません。私が担当した事件について、会社の人たちが加害者家族
の現在の事を教えてくれます。

普段はニュースをそれほど見ていませんでしたので、裁判員に参加してみて、
関心を持つことは大切だなと思いました。

司会者

色々に関心を持つことが増えたんですかね。

6番

そうですね。テレビとか事件のニュースを聞いたときでも、証拠はどのよう
なものがあるのかと思ったりするようになりました。裁判は人を裁くのではなく、
罪を裁くのだと言いますが、そのとおりだと思います。

司会者

どうもありがとうございました。全般的な感想としては、担当された事件によって違う面もあるかと思います。なかなか滅多に経験することではないので、それぞれ大変な事があったとは思いますが、どうもありがとうございました。

では、次は具体的な審理の中身の方に話題を移させていただきます。

テーマ2「審理について」

司会者

公判廷の審理では、まず検察官と弁護人から冒頭陳述が行われたと思います。双方から主張を出してもらおうということで、資料も双方から配付されたと思いますが、そのときの検察官や弁護人の話し方、冒頭陳述の長さなどいろんな面があるかと思いますが、双方をお聞きになられて言い分がよく伝わったのか、聞いていてずっと入ってきたのか、御意見をいただければと思います。

2番

聞いていて分かりやすかったです。

司会者

検察官は資料を紙で配付したと思いますが、資料に関しての印象や感想はいかがだったでしょうか。

2番

すごく分かりやすかったと思います。

司会者

弁護人の方はいかがだったでしょうか。

2番

弁護人の方の話しているのを聞いていると、正直、ちょっと分かりにくい言い回しがあったと思います。

司会者

少し難しい表現が多かったという印象ですか。

2番

はい、そうですね。

司会者

3番の方はいかがでしたでしょうか。冒頭陳述を聞いていて分かりやすかったですでしょうか。

3番

検察官、弁護人の両方とも言われている内容はいずれも分かりやすかったと思います。評議のことになるかもしれませんが、事実はよく分かったのですが、最後の争点の部分が何となくよく分からなかったというか、問題となるかどうかを含めて分からなかった部分がありました。

司会者

言い分が食い違っているところについて、事件の結論を決めるに当たってどういう位置付けになるのか伝わりにくかったということですか。

3番

そうですね。どちらも言い分は言っているのですが、それが争点なのか、どちらも争うとも争わないとも言わないので、どういうふうに判断したらいいのか評議の時に分かりにくかったです。

司会者

位置付けが不明確な主張になっていたということでしょうか。では、4番の方はいかがでしょうか。

4番

検察官の火災現場の資料については、アパートの図や写真がたくさんあってかなり分かりやすかったと思います。弁護人の資料は箇条書きでしたが、両方とも分かりやすかったと思います。

司会者

この事件でどこが問題となっているのか聞いていてずっと入る感じでしたか。

4番

はい、かなり分かりやすかったと思います。

司会者

5 番の方はいかがでしたか。どのような感想をお持ちでしょうか。

5 番

とても分かりやすかったです。検察官の方はカラーだったし、話で内容が全部浮かぶぐらい、怖くなるぐらい想像できました。弁護人の方は図入りでもないし、文章だけだったので、文章が難しいことはありませんでしたが、その前の検察官と比べると検察官の方が分かりやすかったです。

司会者

検察官の主張のアピールの仕方が非常によく理解できたということですか。

5 番

できました。想像できたので、被告人がひどいなあと思いました。弁護人もいいところはあったのですが、検察官の印象の方が強かったです。

司会者

弁護人の方も聞く分としてはどうでしたか。

5 番

弁護人も専門用語を使っているわけではなかったのですが、聞く分には問題ありませんでした。ただ検察官のインパクトが強すぎました。検察官と弁護人の順が逆ならどうかなと思いました。

司会者

検察官は少し主張のリアリティがありすぎたということで、証拠調べの前でするので証拠に入っていないのですが、入っている感じがしたということですか。

5 番

はい、そうですね。全部ドラマのようで怖かったです。本当にリアル過ぎて怖いぐらいでした。

司会者

6 番の方はいかがでしたか。

6 番

他の方と同様に、検察官の方は、言葉はもちろん、メモがカラーで見やすく分かりやすかったです。弁護人の方は被告人が何も言っていなかったのも、難しかったのだらうと思いました。

司会者

弁護人は冒頭陳述の中で被告人の記憶が曖昧であることを主張で出していたと思いますが、弁護人のやり方として被告人が曖昧であることを伝える意味では状況としては分かったのですよね。

6 番

そうですね。ただ被告人が終始曖昧だったので、検察官の方を見てしまう感じになりました。

司会者

今のところ検察官の冒頭陳述が非常に評判が良いという感想が多いですが、1 番の方はいかがでしょうか。

1 番

私も同じですが、検察官が女性だったのですが、私なら聞かないところをズバズバ聞いてもらったのでよく分かったところもありました。殺人事件で、病院で亡くなられていたのも、生々しい写真もありませんでしたので怖いものはなかったです。本人に聞いていただいたので、検察官はすごく分かりやすく迫力がありました。

その後の弁護人は弱々しかったです。守りに入られる立場かなと思いながら、言葉が柔らかかったのと声が小さかったので聞き取りにくいことがありました。他の裁判員の方も同じようなことを言っていました。

司会者

弁護人の話しぶりでやや声が聞き取れにくいところがあったということですが、

内容が伝わりにくいことはありましたでしょうか。

1 番

いいえ、内容が伝わらないということはありませんでした。

検察官（前田）

最初に検察官の主張を述べる冒頭陳述は重視しております。当庁では裁判が始まる前にどのような形で冒頭陳述を行うのかについて、実際に幹部職員や他の検察官、事務官を前にリハーサルを行っています。その中での意見を踏まえて配付用の資料を作成しています。事件の中身を知らない事務官からも意見も聞いて、どういう風にすれば皆さんに分かりやすいものとなるかを考えて作成しています。また、冒頭陳述は裁判の最初に行いますので、我々がこれから証拠の中身を見てもらうときの着目点、ガイドライン的な観点でさせていただいております。本件はこういう事件ですと、こういった特徴のある事件ですと着目してもらいたい点をアピールさせていただいているところもあります。論告も同様ですが、実際に検察官は資料を配付しているのですが、資料はあった方がいいという意見が大半でしたが、例えば資料を後で配る、資料に書いている内容をそのまま読む、資料に書いていないことも補足しながら説明させていただき、必要な部分はメモを取っていただくという方法もあると思います。経験をされてどういう冒頭陳述が聞きやすかったのか御意見をいただければと思います。

司会者

一番中心的な質問は、冒頭陳述を資料に足りない部分を補足しながら説明し、メモを取りながら聞いていただくか、資料をそのまま読むのか、どちらが聞きやすいのかということでしょうか。3番の方いかがでしょうか。

3 番

基本的には冒頭陳述の内容を見れば分かるような形にさせていただき、あとは画像で補足するのがよいと思います。こちらがメモを取らないといけないようなことがあると、後で漏れたりするので。

司会者

4 番の方いかがでしょうか。

4 番

いただいたメモで十分でした。それに沿って話してくださったと思います。後は補足していただければよいと思います。メモしなくても頭に入ってきたと思いますが、必要な部分はメモを取っていました。

司会者

A 4 版 1 枚に書かれている情報で基本的には十分で、後は証拠などで補っていくということでしょうか。

4 番

はい、そのとおりです。

弁護士（藤原）

検察庁と違って弁護士は各人が個人事業主としてやっているもので統一的にできないことはありますが、弁護士会内で研修して最低限こうすべきだということはやっています。個人的には、見ていただくべきは証拠なので冒頭陳述は短くカットするようにしています。最初の印象でこうでしたと言われると失敗したなと思いますが、それでも証拠を見ていただいて評議を経て最終的な着地点で我々の意見が取り入れられたらよいと考えております。メモについて、検察官はカラーで弁護人は様々であります。先に原稿を受け取って見る方がよいのか、後で渡してもらって足りるのか、その点を御意見いただけたらと思います。

司会者

検察官が出すようなまとまったレジュメのようなメモではなくて、冒頭陳述の原稿を渡した上で読み上げるのがいいのか、聞いてもらった後で原稿を渡すのがいいのかという趣旨ですが、5 番の方いかがでしょうか。

5 番

2 つ経験していればこちらがいいですねと言えますが、経験していないので何

とも言えません。

司会者

6番の方はそれに近いような形式だったと思いますがいかがですか。

6番

文章のものとメモというのかタイムテーブルのようなものがありました。こういう風にさせていただくと分かりやすいですが、検察官と比べると弱い気がしました。ただ見せながら読んでいただいた方が流れが分かりやすかったので渡していただいて良かったです。

司会者

長い読み上げ原稿よりも要点がまとまっている方が聞いているのに分かりやすいということでしょうか。

6番

流れは分かりやすいということですが、どちらがいいかというそれは分からないですね。

司会者

事件自体の内容に左右されることもあるので、どちらがいいと一概には言えないことでしょうか。

司会者

通常は冒頭陳述が終わって休廷を挟んで証拠調べに入りますが、証拠調べの前に私の方でこれまでは双方の主張ですよ、これから出てくるのが証拠で、判断の材料となるのはこれから出てくるものですよと説明した上で法廷に入っていると思いますが、最初、検察官の方で書類や図面などをモニターを使いながら示すのことが多いですが、場所的なもの、現場の状況や問題となっているものの位置関係、部屋の空間的な状況について、きちんと伝わったでしょうか。現場の様子や状況などがずっと頭に入ってきたでしょうか。検察官の客観的な場面についての立証についてお尋ねしたいと思います。2番の方いかがでしょうか。

2番

とても詳しく言っていたので、文章を見ながら見るとスムーズに話が頭に入る
ので、・・・。

司会者

実際、現場となった部屋と廊下のところや、犯行の直前のバッグを引っ張って
来たところとかが問題になったと思いますが、検察官の説明する位置関係は頭に
入ってきたということによかったでしょうか。

2番

はい、十分分かりました。

司会者

3番の方がいかがでしょうか。場所的なものや位置関係はよく分かったでし
ょうか。

3番

大変よく分かりました。逆にここまで必要かと思うぐらいあったと思います。

裁判官（小林）

3番の方が担当した事件では、タクシーで移動した事件であって、移動した場
所や周りの状況についてたくさん写真が出ていたと思いますが、その点いかがだ
ったでしょうか。

3番

時系列で、まず市内の状況があって、第1犯行現場、第2犯行現場と全てきち
んと出ていましたので、非常によく分かりました。

裁判官（小林）

分量としても十分でしたか。

3番

そこはどちらも争っていなかったなので、ここまで必要なのかと思いました。

司会者

移動した場所については詳しすぎたという印象だったでしょうか。逆に車の中の状況については争点との関係でも不足感があったでしょうか。

3番

はい、そのとおりです。

司会者

場所の状況が頭に入っていないと、その後の証人の話を聞くときにも分からないということが生じるので、検察官も相当意識していることだと思いますが、今聞いた内容ではきちんと伝わっていると言えるのではないかと思います。

次に遺体の写真、凄惨な犯行現場についての写真での立証について問題になることがあります。最近検察官の方で御配慮いただき、また裁判所も方でも必要性を吟味して採否を判断していることもあり、生々しいものがそのまま法廷に出てくることはあまりないように思われます。しかし、全くなしとはいかないまでも加工したものが使われる場合もありますが、法廷で出てきた写真を御覧になってショックを受けるようなことや見ていられなかったということはあったでしょうか。5番の方いかがでしょうか。

5番

写真が出る前に説明があった上で見たので、そんなに怖くはなかったです。

司会者

出てきた遺体の写真も全体の写真ではなく、首の一部分のみだったでしょうか。

5番

はい。

司会者

事前予告があったので良かったということでしょうか。その後気分が悪くなることもなかったでしょうか。

5番

はい。気分が悪くなることはなかったです。

司会者

6 番の方はいかがだったでしょうか。

6 番

写真は白黒で遺体のない現場写真だけでした。血の生々しさがありませんでしたので全然平気でした。ただ、凶器の現物を見たときは血がうっすらと付いているようだったので、印象が変わりました。凶悪さというのが残りました。

司会者

若干血の跡のようによろしく見える凶器で精神的に辛かった、動揺したりすることはなかったですか。

6 番

ありませんでした。

司会者

2 番の方は、遺体の写真が加工された図のようなものが提出されていましたがどうでしたか。

2 番

一部分の傷口を拡大したようなものだったと思います。自分が思っていたほどそれほど衝撃的ではありませんでした。白黒が関係あるのかもしれませんが。

司会者

そのような証拠であっても傷の形状は分かったということでしょうか。

2 番

そうですね。

司会者

カラー写真そのままでは辛いところがあったのでしょうか。

2 番

カラーだと印象が違ったと思います。休憩時にトイレから他の方が気分が悪くなったのか声が聞こえていたので、それが写真を見てのことなのか、その人がた

またまその日体調が良くなかったのか、分かりませんが。私は衝撃を受けてはいませんでした。

司会者

2番の方は加工された証拠で内容も分かったし、気持ち悪くなることもなかったのでそういう形で良かったということでしょうか。

2番

はい、そうですね。

司会者

次に証人尋問についての感想を伺いたと思います。例えば、証人が解剖を担当した医師や精神科の専門医である場合など、専門家が証人であるときの質問において、検察官や弁護人の質問の仕方で分かりにくかったところはないか、あるいは、証人の答えが専門的な言葉で分かりにくかったというようなところはなかったでしょうか。

1番と5番の方の事件では、解剖医が証言したと記憶していますが、いかがだったでしょうか。

1番

証人の説明は、一般人でも分かり易い言葉を使っていたと思います。検察官や弁護人の質問も分かり易いものでした。

5番

専門用語を使った後に、補足して一般人が理解できる言葉での説明があったので、よく分かりました。検察官や弁護人からの質問の仕方も分かり易かったと思います。

司会者

4番と2番の方の事件では、精神科医が証人として証言したと思いますが、いかがでしたか。

4番

精神的な病気について説明があったと思いますが、とても分かり易かったと思います。また、検察官は、私自身が尋ねたかった事項を質問していたので、とても分かり易かったと思います。

2番

証人の証言、検察官や弁護人の質問とも分かりにくい点はなかったと思います。

弁護士（藤原）

専門的な言葉を言い換えるにしても、どうしても専門用語は出てきます。専門用語を耳で聞いて直ちに文字に置き換えることは難しいと思います。そういう専門用語などについては、質問前、あるいは質問と同時に漢字を説明するとか、用語集などのメモを予め準備しておくのが良いとお考えでしょうか。

5番

専門用語などのメモがあると良いと思います。推理小説などにも出てくるような用語ならそうでもありませんが、例えば、骨の名称など、とても専門的な用語については予め分かるようにしていただけるとありがたいと思います。

司会者

この点について、皆さんにお伺いします。専門用語に関する用語集などがあったほうが良いとお考えの方は挙手いただけますでしょうか。

（全員挙手）

司会者

証人尋問の中で、検察官や弁護人の質問の仕方や意図が分かりにくいとか、質問と答えが噛み合わないまま進行したというようなことはございましたか。

1番

担当した事件ではそのようなことはなかったと思います。

3番

刃物を突きつけたときの角度や向きに関して、被告人と被害者の言い分が食い違っていたにもかかわらず、検察官、弁護人がいずれも相手の言い分の信用性を

否定弾劾するような質問をしないまま終わってしまったことがあり、物足りなさを感じました。

4 番

担当した事件ではそのようなことはなかったと思います。

5 番

私の担当した事件でもなかったと思います。

司会者

証人尋問や被告人質問において、裁判員も質問することができることになっています。そのことについてはどのような印象や感想をお持ちでしょうか。

6 番

私は積極的に質問しましたが、やはり、気になることがあれば質問させていただくのが分かり易いし有り難いと思いました。

1 番

私も質問させていただきましたが、良い経験をしたと思います。裁判官が質問することで、間接的に訊くことはできますが、裁判員が直接質問することで内容が伝わり易いということはあると思います。

司会者

証人が法廷で証言するケース、検察官が証人の供述調書を読み上げるケースがありますが、大切な証人については直接法廷で証言するのが良いと思われませんか。

1 番

事案にもよると思いますが、証人の顔を見て証言を聞くというのも重要だと思います。

2 番

私もそのように思います。

テーマ3「評議について」

司会者

評議について、どのような感想をお持ちになりましたか。

6番

私は、くだらないことも、何でも、裁判官に聞いて教えてもらいました。若い人が多くて、そのおかげかどうか、意見は割と出たと思います。意見を出し合ったかという点、年齢も近かったですし、雰囲気が良かったおかげで話しやすかったです。

私は、がんがん言う方ですが、納得いくまで話はできました。裁判官がいないときでも「ああ、だったね。」と話をしていました。

5番

私はできたと思います。ただ、一人、ほとんど話さない人がいましたが、あの人はどう思っているのかな、とは思っています。

司会者

自分が積極的に言いたい人もいれば、聞かれれば答えるという人もいらっしゃる。5番さん自身は、話したいことは十分言えたでしょうか。

5番

はい。変なことを言うと恥ずかしいという思いはありましたが、悩みながらも言うことは言えたと思います。

4番

性別も、年代もばらばらでしたが、それでも皆さん意見は言っていたし、私も言えました。それでも、人前で意見を言うのが苦手な人には負担になったかなとは思っています。

司会者

話をするのに得意な方、苦手な方はありますね。私も、発言をしたくなさそうな人に話してもらうためにはどうするかを考えながら進行しました。

3番

評議は、裁判官の方から上手に振りながら、皆さんの意見を聞いていただけた

し、やらなければならないこともきちんと教えてもらえました。

2番

私は発言が苦手な方ですが、今回初めて裁判員裁判に参加して、いろいろな考えの人がいて、そのうち一人が事件にのめり込んでいて、その人と裁判官の意見が対立しているのを身近に見てすごいと思いました。

司会者

振り返ると、言いたいことは何でも言えたということですか。

2番

そうですね。みんな、時間外でもその人に注目していたのですが、インパクトの強い方でした。

司会者

2番さん自身の意見は言えましたでしょうか。

2番

人の人生を左右すると思っていたので、言葉一つ出すのも重く、身構えてしまって、緊張してしまって、頭の中が真っ白になってしまって、自分で何を話したらいいのか分からなくて、そんなときに話を振られるとドキッとしました。

1番

6人が集まって、人の意見を聞きながら、裁判官のアドバイスを聞きながら煮詰めてみたり、工夫をしてきたような思いがあります。偏った考えになりがちですが、人の意見にも十分耳を傾けて、自分もそれを踏まえて考えるというのを勉強させていただきました。

司会者

いろいろな意見が出ている中で、話しながら進めていくというのは、普段はないことでしょうか。

1番

職場ではありますが、全然違う人、顔も知らない人、年代が違う人がいて、勉

強になりました。

司会者

評議では行為責任に関する説明をさせていただきましたが、行為責任について分かりにくかったということはなかったですか。

5番

分かりにくいということはなかったと思います。過去の判例で、これなら何年というのをパソコンでたくさん出してもらって分かりやすかったと思います。

司会者

量刑傾向のデータベースの前に、やったことに対する責任なのだということで、行為部分に着目するというのは理解いただけましたでしょうか。

5番

はい。

4番

分かりやすかったと思います。

3番

分かりやすかったです。

2番

分かりやすかったと思います。

1番

分かりやすかったと思います。

6番

この刑だと最高何年，この刑だと最高何年という説明があって，この刑の場合こういうことが考えられると教えてもらって，その上でこれまでの判例の説明がありました。分かりやすかったと思います。

司会者

評議について，裁判員を経験されてみて，こういう形でやってもらいたかった

とか、何かご要望はありますでしょうか。

(特に発言はなかった。)

テーマ4「これから裁判員となられる方へのメッセージについて」

司会者

最後にこれから裁判員となられる県民の皆様へのメッセージを1番の方から順番にお願いします。

1番

まず連絡を受けて、辞退しようか参加しようか迷うような場合、迷うなら受けるのがよいと思います。私の場合は半分以上やってみようかなという気持ちがありました。確かに引き受けた場合、負担感もストレスもありますが、そればかりではありません。参加する前は、裁判には一方に偏りがあるのではないかとか、専門家だけでやる方がいいんじゃないかとか思っていました。参加してみると、法律の知識がない人でも発言できますし、構えることなく参加できると思います。やって良かったという印象があります。

2番

初日は構えてしまって、正装して行かなくてはいけないかと思い、スーツで裁判所に行きました。外の裁判員の方は普通の服でしたので、2日目からはスーツをやめて普段着にしました。そのように私も裁判所には堅苦しいイメージがあったのですが、実際に経験してみてそのような堅苦しきは全然なく、良かったと思います。

司会者

堅苦しくてついていけないというイメージは持たなくてもいいよという趣旨で
しょうか。

2番

はい。

3番

裁判員になりたいと思ってもくじ引きですから、くじに当たらなければなりません。まずは候補者名簿に載りましたよという通知が先にきて、その後に具体的な事件の候補者として呼び出されるのですが、参加したくない場合でも、まずは裁判所に来て、引き受けられない事情を個別に話して辞退を申し出てください。ただ、やってみたいと思う人がいても、最終的にはくじに当たらないとやりたくてもできない仕事ですから、ぜひやってみていただきたいと思います。

4番

ぜひ参加していただきたいと思います。私の場合、職場の上司が参加するよう後押ししてくれました。裁判員経験者のなかには、職場の理解がないという声も聞いていますので、会社の方もぜひこの制度を推進していただきたいと思います。私の会社では、社長が「せっかくのチャンスなので、ぜひ行ってこい。」と言ってくれました。今日の意見交換会も行ってこいと言ってくれました。本人が参加したくても、働いている人が参加するには、社会や会社の理解も必要となりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

5番

私は裁判員を経験したことについて、私の周囲の人は「えーすごい。」と言われました。これまで裁判所は敷居が高く、怖いところというイメージがありましたが、実際に参加したら、怖いところでもないし、雲の上のような場所でもありませんでしたので、裁判所や裁判という言葉に尻込みしないで、ぜひ経験してもらいたいと思います。確かに大変な仕事ですけど、自信を持って参加してもらいたいです。

司会者

裁判所のイメージは結構変わりましたか。

5番

はい、変わりました。違う世界で生きている人とか、怖い人とか、勉強ばかりしている人という印象をもっていましたので、実際に裁判官にお会いして、丸

いというか、とにかくびっくりしました。テレビのドラマでは怖いイメージの俳優がやっていることが多いですが、怖がらずに参加してほしいと思います。

6 番

ネットでの情報では、裁判員に選ばれる可能性は、国民の0.02パーセントと書かれていましたので、まさか自分が裁判員になるとは思っていませんでした。確かに他人の運命を決めるということで、怖いという気持ちがありましたが、来てみたらなんとかなります。裁判所はもう少し堅いところというイメージがありましたが、冗談も言えるし、負担にもならず、正直楽しいと思いました。いい経験をしました。

報道機関からの質疑応答

NHK（代表質問）

裁判員裁判の一連の手続で、育児や仕事など生活の不都合もあったかと思えます。裁判所の対応も含めて、改善すべき点はありますでしょうか。

1 番

職場の方には特別休暇を取得させてもらってます。裁判所に入る際に玄関で、被告人の家族と鉢合わせになったことがあり、これはまずいなと思いました。ただ、裁判所から出るときは配慮してもらっていました。

2 番

私は断る理由もなかったもので、参加させていただきました。私も被告人の家族の方と鉢合わせたことがあり、複雑な気持ちでした。他に裁判所への要望や改善点はありません。

3 番

遠方から裁判所に来ている方については、選ばれなかった場合には、宿泊施設のキャンセルの必要があり、選任の終了が午後4時位になると宿泊するのかキャンセルするのか判断が困ることになります。その点について配慮をしていただければと思います。

4 番

特にありません。会社の方は、特別休暇ということで、理解は得られていました。裁判所ではとても親切に対応していただきました。私も遠方から来ていたのですが、宿泊しなくても通える範囲でした、通うのに2時間位はかかりましたが、3日間と短い期間でしたので、特に負担にはなりませんでした。

5 番

選任の際には、別室でコンピュータで抽選されるのですが、できれば箱に番号を入れて行うなど抽選を見せて欲しいと思います。

6 番

選ばれると思っていなかったもので、次の休みをもらっていませんでした。実際の裁判は選任の日の翌々日から行われる予定でしたので、帰りに職場によって休暇をもらいました。選任から裁判までもう少し間があればと思います。

NHK（代表質問）

守秘義務についてはどのように考えていますか。負担は感じていませんか。

1 番

守秘義務については、仕事でも課せられていますので、特に負担には思いません。裁判についてしゃべってはいませんが、しゃべらないことについて支障はありません。

2 番

守秘義務といっても対象が分からないため、何も話さない方が良いように見え、話をしたことはありません。そのため、負担にもなっていません。

3 番

守秘義務についてはそれほど大したことではないです。ただ、ここまでは話しても良いという明確な基準があればありがたいです。

4 番

守秘義務について負担に思ったことはありません。周りの人が聞いてくるのは

裁判所の雰囲気等で、事件についての質問ありません。

5 番

周りの人も守秘義務があることを知っているので、質問してきません。また、黙っていることに負担はありません。

6 番

守秘義務については、周りの人が気を遣って聞いてはきません。聞かれるのは、裁判所はどのような所かといった質問で、審理の内容に関わるような事については聴かれたことはありません。

NHK（代表質問）

判決後、判決について悩んだり、後悔することはありますか。

1 番

思い出すことはありますが、後悔はありません。判決を皆さんで考えたところで終わりと考えています。

2 番

思い出すことはありますが、後悔することはありません。

3 番

弁護人にこのようにしてもらっていたら、変わっていたかという点はありません。ただ、この裁判の流れでこの判決は仕方ないと考えています。

4 番

私も後悔はありません。皆さんで考えて決めたことですし、被告人も納得していたようでした。

5 番

私も同じです。思い出すことはありますが、後悔することはありません。

6 番

裁判員の皆さんで考えた結果なので、後悔することはありません。ただ、職場で「人を殺してそれだけの年数」と言われたのが、少し衝撃でした。裁判員の皆さん

んで考えた結果であるという説明はしたのですが、人の考えは色々あるなと思いました。

NHK（代表質問）

全国的に最高裁や高裁で裁判員裁判の判決が覆るケースがありますが、そのようなケースについては経験者として、どのように感じますか。

1 番

確かに最近何件かあって、私もどうかなのと思ったのですが、コメントを聞いて納得するところもありました。裁判員裁判については、当初から裁判関係の人の間でも裁判員裁判を取り入れるべきであるという意見とその反対意見があったということもあるので、永年の課題という感じもします。

2 番

一般市民ですので、専門家とは違いますし、人それぞれ考え方は違いますので、判決が覆ることもあると思います。

3 番

私はケースバイケースだと考えます。裁判の対象として考慮に入れるべきではない点を考慮に入れたというような場合で、単純にやり方が間違っていたという理由であれば、納得できるのですが、刑が重たいからという理由だと我々裁判員は必要なかとも思います。納得できる説明があればありがたいと思います。

4 番

色々な人がいて、色々な意見があって、すべての人が納得いくのは難しいと思います。裁判員裁判では、一般的な人の意見について示しているのです、決して無駄なことではないと思います。

5 番

裁判員裁判でなくても1審、2審で判決が変わることはあるので、変な事だとは思いません。

6 番

一般人なので、被告人を見ると制裁感情があつたりするので、すべて客観的に判断するのは難しいと思います。そのような時に、上級審で証拠だけで判断するというのは重要なことだと思います。死刑が覆ったケースがあつたと思いますが、その時裁判員をした方は、理解はできるが納得はできないという気分だと思います。

あいテレビ

裁判員をするにあたって、会社や家庭で負担を感じたことはありませんか。

1 番

休みに関しては、職場の制度が良く分かっておらず、自分の休暇で参加しようと思っていたところ、上司に特別休暇がありますと言われ、特に支障はありませんでした。

2 番

専業主婦なので、特に断る理由はないので、参加しました。

3 番

会社員で有給を取りましたので、負担はありませんでした。

4 番

会社が特別休暇ということで、快く送り出してくれました。一人で経理・総務関係をやっていますので、繁忙である月末とか決算時期であれば、難しかったと思います。

5 番

専業主婦ですので、問題ありませんでした。

6 番

休みについては問題なかったのですが、自宅が遠方だったのが少し負担でした。

NHK

6 番の方に質問ですが、凶器を見たときに、どのように心が変わったのか具体的に教えていただけますか。

6 番

心が変わったというほどのことではないのですが、実際の凶器の現物を見ると
残忍さが分かるということでしょうか。

NHK

ストレスとかは感じましたか。

6 番

特にストレスは感じなかったと思います。

司会者

以上をもちまして、意見交換会を終了させていただきます。長時間にわたり、
皆様ありがとうございました。今後とも裁判員裁判に御協力をよろしくお願いいたします
します。

以 上